

いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは「重大な人権侵害」「決して許されない」という基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(文部科学省HP_いじめの防止等の対策に関する基本理念)

「いじめやその助長は、絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめを受けた子どもを学校全体で守る」という信念をもつこと

本校ではこうした基本理念と方針の下、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを傍観者として見て見ぬふりすることが無いようにすることを目的とし、組織対応厳守の下、家庭や地域社会と連携し、いじめの防止・克服に務める。そのために、国の「いじめ防止対策推進法」、札幌市の「子どもの権利条約」や「札幌市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、本方針を策定した。

2 いじめの定義といじめに対する基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」を言う。

<いじめの主な形態（文部科学省調査）>

○言葉によるいじめ・精神的ないじめ

- ・冷やかし、悪口、脅し文句、嫌がらせ、あだ名で呼ぶ、バカにする等
- ・仲間はずれ・集団による無視、シカト（無視）等
- ・暴力・身体的な攻撃、殴る、蹴る、突き飛ばす、ぶつかる、遊ぶふりをして暴力を振るう等
- ・金品や物に関するいじめ（金品のたかり、隠す、汚す、傷つける、壊す、盗む）
- ・ネット・SNS上のいじめ、LINEのグループから外す、悪口の書き込み、誹謗中傷、SNSへの嫌な投稿等
- ・強制的な行動の強要（使い走りにされる、嫌なこと、恥ずかしいこと等）

(2) いじめに対する基本姿勢

①「いじめは許されない」という毅然とした態度

- ・いじめ行為は許されないという認識を徹底する。
- ・はやし立てる、傍観する行為もいじめと同等に許されない。
- ・事実に基づかない、事実確認ができない被害申告・非難により、相手に心理的負担を与える行為は、「計画的いじめ」「いじめの固定化・長期化を図る行為」であり、断じて許されない。

②「どの子どもにも起こりうる」という危機意識

- ・いじめの件数が少ないことだけで安心せず、実態把握を常に行う。

③被害児童の立場に立った親身な指導

- ・被害者のサインを鋭敏に感知し、安全と安心を最優先する。

④未然防止への取組

- ・自己肯定感を高める教育、個性や差異を尊重し、心の教育、道徳教育を通じて命の尊さについて考える場を構築する。

⑤居場所づくりと規範意識の育成

- ・安心して過ごせる学級・学年・学校環境を整備し、主体的にいじめを許さない雰囲気をつくる。

⑥早期発見・早期対応

- ・組織的な対応体制（いじめ対策委員会の定期及び機動的開催）
- ・担任一人で抱え込まず、関係教職員へ迅速に情報を共有し、組織的に対応する。

⑦定期的な実態把握

- ・アンケート調査や教育相談を定期的に実施する。
- ・「いじめの疑い」の段階で、迅速に認知する。
- ・遊びや喧嘩に見えても、被害児童が苦痛であれば「いじめ」として認識する。

⑧加害児童への指導

- ・いじめの背景（ストレス等）を理解しつつ、行為自体に対しては毅然と対応し、反省を促し、被害児童、保護者の安心・安全づくりを最優先とする。

⑨保護者への情報共有と協力・連携

- ・事実を隠蔽せず、迅速に保護者へ伝え、家庭と連携して解決を図る。

⑩重大事態への対応

- ・いじめにより生命・心身に重大な被害が出た疑いがある場合、速やかに調査体制を整え、設置者（教育委員会）へ報告し、適切な調査を行う。

(3)札幌市が目指すいじめ防止のビジョン

学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない」「させない」「許さない」を徹底する。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) いじめの未然防止、早期発見、適切な対処及び再発防止を実効的に行う

○組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行い、学校がいじめの問題に実効的に対応するために、学校いじめ対策組織を設置する。

○構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とする。

○いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催し、定例の会議で再度確認する。

○校長が不在時は、責任者である校長に報告し決裁を得る。また、構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

○学校全体、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーその他関係機関と連携し、組織的に対応することを目的とし、定例会議を月に1度開催する。

○学校いじめ対策組織は、いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結びつきそうな状況を共有するとともに、学校独自に実施するアンケート内容の検討や、いじめの防止に向けた教育プログラムの選定など、日常的に活動する。

○毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。

- いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。
- 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- 校内学びの支援委員会や生徒指導委員会等の校務組織が学校いじめ対策組織を兼ねている場合には、その旨を方針に明記し、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。
- 本方針は、P D C Aサイクルに基づいて定期的に評価・見直しを図る。
- 学校評価項目に、いじめ防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見、事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に架する項目を位置付け、取組の改善につなげる。

(2) 対応の流れ

- ①児童、保護者、地域、教職員等からの相談、訴え又は情報提供を受ける。
- ②情報を受けた教職員は、速やかに管理職へ報告するとともに、関係教職員間で情報を共有する。
- ③いじめ防止対策委員会を速やかに開催し、情報の整理、事実確認の方法及び役割分担を協議する。
- ④被害児童、加害児童、関係児童等からの聞き取り等により、事実確認を行う。
- ⑤確認した内容に基づき、支援指導方針及び保護者への対応方針を決定する。
- ⑥被害児童に対しては心情に寄り添った支援を行うとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと、適切な指導を行う。
- ⑦保護者に対しては、事実関係及び学校の対応について丁寧に説明する。
- ⑧対応後も継続して見守りを行い、必要に応じて面談、指導及び支援を行う。
- ⑨事案の状況に応じて、関係機関と連携し、再発防止に取り組む。
- ⑩個別の対応状況に関する記録及び引継ぎの実施を行う。

4 いじめの未然防止に関する取組

(1) 基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、互いの違いを認め合い、自分も相手も大切にすることができる学校づくりを進める。また、児童一人一人がいじめを許さない態度を身に付けるとともに、いじめを生まない人間関係づくりを基盤とした教育活動を推進する。

そのために、本校では「自信をもち 相手想いでつながる子」を重点目標に、豊かな心の育成に係る内容として「人間尊重の教育の充実」を基盤に、「相手想いで

他者とつながる」「自治的活動の推進」「いじめ防止取組の徹底」「命を大切にす
る指導の充実」「自然に挨拶が生まれる環境」「連続性のある多様な学びの場の設
定」を掲げ、各教科の学習活動、総合的な学習の時間、道徳、行事、異学年交流な
どを通して、他者との関わりの中で自らの高まりの実感を目指している。

また、教職員は、子どもの心の動きを敏感にとらえ、共感する姿勢をもちながら
子どもの声に耳を傾け、悩みや困りへの組織的な対応を原則としている。

さらに、『自分を大切に みんなを大切に』することの大事さを伝え、『正しい
こと』『正しくないこと』をしっかりと考える場を通して『違いを認め合い、思いや
りの心で新しい学校を築いていこう』という心を育てていく。

(2) 学校全体として取り組む内容

- ①全ての教育活動を通して、児童の自己有用感や自己肯定感を育み、安心して過ご
せる学級・学校づくりを進める。
- ②授業規律(他の発言の聴き方、発表の仕方など)を育み、児童が互いのよさや違い
を認め合い、思いやりがもてることができるよう、日常の指導の充実を図る。
- ③道徳科、特別活動、学級活動、総合的な学習の時間等を通して、よりよい人間関
係づくりや規範意識の育成に取り組む。
- ④挨拶、言葉遣い、話の聴き方、友達との関わり方など、学校生活の基盤となる態
度を丁寧な育てる。
- ⑤児童会活動等を通して、児童自らがいじめを生まない学校づくりに主体的に関わ
る取組を進める。
- ⑥話し合いを重視した授業を推進し、子どもの考え方などを生かす機会を積極的に設
け、子どもの声を聴きながら、いじめ防止等の取組の充実を図る。
- ⑦インターネットやSNSに関わるトラブルの未然防止に向け、情報モラル教育の
充実を図る。
- ⑧不安や悩み等について子どもが相談しやすい環境を整えるなど、相談体制（心の
健康観察 アプリ「シャボテンログ」、スクールカウンセラー等）の充実を図る。

(3) 教職員の取組

- ①全教職員が、いじめは決して許されない行為であるとの認識を共有し、児童の小
さな変化を見逃さないよう努める。
- ②日常的な児童理解に努め、児童との信頼関係を基盤とした指導を行う。
- ③少人数グループや学級全体での話し合いを取り入れるなどして、学級経営や授業
づくりの充実を図り、児童が安心して学び、過ごすことのできる環境を整える。
- ④いじめの防止等に関する校内研修を計画的に実施し、教職員の意識及び指導力の
向上を図る。

⑤いじめに関する情報は、特定の教職員が抱え込むことなく、組織的に共有し、継続的に見守る。

(4) 児童へのかかわり（子どもの声を聴く）

- ①児童会活動や学級活動などを通して、互いを尊重し合う学校、学級風土づくりを進める。
- ②いじめを見たり聞いたりしたときに、傍観することなく、信頼できる大人に伝えることの大切さを学ぶ機会をつくる。
- ③相手の立場に立って考え、相手の気持ちを想像しながら行動する態度を育てる。
- ④学級や学年の課題について話し合い、自分たちでよりよい集団生活をつくろうとする態度を育てる。

(5) 家庭及び地域との連携

- ①いじめの防止に関する学校の考え方や取組について、学校だより、懇談会等を通して保護者に周知する。
- ②児童の変化が気になる場合は、家庭と丁寧に情報共有し、連携して対応する。
- ③家庭に対して、基本的な生活習慣の定着、規範意識の育成、情報モラルに関する見守り等について啓発する。
- ④地域の関係機関や関係団体と連携し、児童を見守る体制づくりを進める。

5 いじめの早期発見に関する取組

(1) 基本的な考え方

いじめは、大人が気付きにくく、見えにくいところで行われることが多いことを踏まえ、日常的な観察、アンケート調査、教育相談その他の機会を通して、児童の小さな変化やSOSを見逃さないよう努める。

また、児童が安心して相談することができる体制を整えるとともに、いじめを受けた児童を徹底して守り通す姿勢のもと、早期発見に努める。

(2) 学校全体として取り組む内容

- ①全教職員が、児童の表情、言動、交友関係、学習や生活の様子等の変化を丁寧に見取り、気になる兆候を見逃さないよう努める。
- ②いじめ把握のためのアンケートを1学期に1回、2学期に1回（教育委員会が実施する「悩みやいじめに関するアンケート」）心と体の健康観察アプリ「シャボテンログ」にて実施し、その後の個人面談を通して子どもの状況を具体的・客観的に把握する。3学期に実施するアンケートでは、いじめの経過観察の強化と、悩みや困りなどの把握について積極的に行う。

- ③学校での見守りに加え、学校以外の場においても早期にいじめの疑いを把握できるよう、「いじめのサインチェックシート」を、家庭及び児童会館など放課後や休日に子どもが活動する施設等に配布し、情報共有するなど、学校と家庭や地域、関係機関が一体となっていじめに対処する仕組みづくりを進める。
- ④児童理解に基づく日常的な見守りを行い、からかいなどがあれば、その場で必ず指導し、僅かな変化や些細なことも過小評価せず複数の教職員と情報共有する。
- ⑤保健室、相談室等を含め、児童が安心して相談することができる校内の相談体制の充実を図る。
- ⑥スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を進め、児童、保護者及び教職員が相談しやすい体制を整える。
- ⑦教職員研修等を通して、いじめの認知や初期対応に関する理解を深め、早期発見に係る感度の向上を図る。

(3) 教職員の取組

- ①日常の会話や学習活動を通して、子どもが悩みや困りを表しやすくなるよう、子どもとの関係づくりを大切にする。
- ②気になる情報を得たときは、一部の教職員で抱え込むことなく、速やかに管理職へ報告し、学校いじめ対策委員会を開催する。
- ③学級集団の様子を客観的に捉える「Q-Uアンケート」等を実施し、それらの結果をチームで詳細に分析することによって、よりきめ細かい子ども理解を進め、それらの取組を、各種職員研修の実施を含め、いじめ対応に係る計画に位置付け確実に実施する。
- ④欠席、遅刻、早退、保健室利用、持ち物の紛失、けが、人間関係の変化など、いじめの背景となり得るサインにも着目し、早期発見に係る感度の向上を図る。

(4) 児童への取組

- ①困ったことや嫌な思いをしたときには、担任、養護教諭、スクールカウンセラーその他の信頼できる大人に相談してよいことを繰り返し伝える。
- ②友達の異変に気付いたときには、一人で抱え込まず、身近な大人に伝えることの大切さを繰り返し伝える。
- ③相談することは、自分や友達を守る大切な行動であることを、発達段階に応じて繰り返し伝える。

(5) 家庭との連携

- ①保護者に対し、いじめの早期発見に関する学校の考え方や相談体制について周知する。

- ②家庭における児童の様子の変化について情報提供を求め、学校と家庭が連携して児童の見守りを行う。
- ③気になる兆候が見られた場合には、早い段階で保護者と情報共有し、丁寧に対応する。
- ④必要に応じて、関係機関と連携しながら、家庭への支援を行う。

6 いじめの対応及び解消に関する取組

(1) 基本的な考え方

いじめを把握し、又はいじめの疑いがある情報を得た場合には、特定の教職員が抱え込むことなく、学校いじめ対策組織を中核として、速やかに情報を共有し、組織的に対応する。

また、被害児童を徹底して守り通すことを基本とし、事実関係を丁寧に確認した上で、被害児童への支援、加害児童への指導、保護者との連携及び再発防止に取り組む。

(2) 学校全体として取り組む内容

- ①いじめの疑いを発見したり、児童や保護者から相談を受けたりした場合は、当該学年担任、管理職等へ報告し、いじめ防止対策委員会において情報を共有し、役割分担の上、速やかに事実確認を行う。その際、教職員個人の差にならない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ②子どもの安心・安全の確保を最優先とする。
- ③被害児童、加害児童、関係児童等への聴き取りを複数で行い、アンケート調査その他の適切な方法により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ④被害児童に対しては、安心して学校生活を送ることができるよう、心情に寄り添った支援、安全の確保及び継続的な見守りを行う。
- ⑤加害児童に対しては、教育的配慮のもと、当該行為の問題性を理解させ、相手の心身に及ぼす影響を考える機会を設けるとともに、再発防止に向けた指導及び支援を行う。
- ⑥双方又は関係する保護者に対しては、事実関係、学校の対応方針、今後の支援及び指導の内容について丁寧に説明し、連携して対応する。
- ⑦必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携し、専門的な見地から支援及び対応を行う。
- ⑧いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ⑨重大事態が疑われる場合には、法及び関係規定に基づき、速やかに教育委員会に報告し、適切に対応する。

(3) 被害児童への支援

- ①被害児童の安全及び安心を最優先とし、つらさや不安に寄り添った対応を行う。
- ②被害児童の心身の状況を丁寧に把握し、必要に応じて別室対応、見守りの強化、相談機会の確保等を行う。
- ③被害児童の保護者に対しては、把握した事実及び学校の対応について丁寧に説明し、継続して情報共有を行う。
- ④被害児童が安心して学び生活することができる環境の回復に努める。

(4) 加害児童への指導及び支援

- ①いじめたという事実にとどまらず、いじめた児童の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- ②いじめを受けた児童の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- ③加害児童の保護者に対しては、事実及び指導の内容を丁寧に説明し、児童のよりよい成長に向けて連携して対応する。
- ④いじめを受けた児童に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。

(5) 関係する児童への対応

- ①いじめを見ていた児童や周囲の児童に対しては、いじめを許さない態度を育てるとともに、必要な指導及び支援を行う。
- ②学級、学年又は学校全体の課題として捉え、必要に応じて集団への指導を行い、よりよい人間関係づくりを進める。

(6) いじめの解消

いじめ解消の判断は、事実対処後3か月をめぐり、「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること」「及び被害児童が心身の苦痛を感じていないことについて、本人及び保護者との面談等により確認していること」の2つの要件が満たされている上で、学校いじめ対策組織において行う。また、解消と判断した後も再発防止に向け、継続して注意深く見守る。

7 インターネット上のいじめに関する対策

(1) 基本的な考え方

インターネット上のいじめは、SNS、動画共有サイト、オンラインゲーム、通信機能を有するアプリ等を通して行われ、発信した内容が短時間で広がりやすく、

被害が継続しやすい特性を有していることを踏まえ、学校、家庭、関係機関が連携して、未然防止、早期発見及び適切な対応に取り組む。

また、児童が情報モラルを身に付け、自他の権利を尊重し、責任ある行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を継続的に行う。

(2) 学校全体として取り組む内容

- ①道徳科、特別活動、学級活動、総合的な学習の時間等を通して、情報モラル教育及び情報活用能力の育成を図る。
- ②インターネット上のいじめの態様や危険性、個人情報の取扱い、誹謗中傷の影響、安易な投稿や拡散の問題性等について発達段階に応じて具体的に指導する。
- ③一人一台端末等の活用場面を含め、児童が端末やネットワークを適切に利用することができるよう、校内のルールや約束を明確にし、継続して指導する。
- ④児童が不安や悩みを抱えた際に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等の信頼できる大人に相談することができる体制を整える。
- ⑤保護者に対し、家庭における端末利用の約束づくり、フィルタリングの活用、利用状況の見守り等について啓発する。
- ⑥必要に応じて、警察、教育委員会、関係機関等と連携し被害拡大防止に努める。

(3) 早期発見に関する取組

- ①日常の観察、教育相談、アンケート調査等を通して、児童の人間関係の変化や不安のサインを丁寧に把握する。
- ②インターネット上のトラブルについても、学校生活に影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、児童及び保護者から情報を得やすい体制づくりを進める。
- ③相談窓口や相談方法について、児童及び保護者に対して繰り返し周知する。
- ④インターネット上の不適切な書き込み等（いじめが疑われる情報を含む）については、瞬時に多数の者の情報が拡散するという被害の拡大を避けるため、事実関係を記録した上で、教育委員会に相談し、必要に応じて警察と連携を図り、削除の措置をとる。
- ⑤児童が安心して相談できるよう、相談することは自分や友達を守る行動であることを繰り返し指導する。

(4) 対応及び事案対処

- ①インターネット上のいじめを把握し、又はその疑いがある場合には、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに管理職へ報告し、学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応する。
- ②被害児童の心情に寄り添い、安全及び安心の確保を最優先として対応する。
- ③必要に応じて、書き込み、画像、メッセージ等の保存を行い事実確認を進める。

- ④被害児童、加害児童、関係児童等への聞き取りを行い、インターネット上及び学校内の人間関係の双方から状況を把握する。
- ⑤保護者に対しては、把握した事実、学校の対応方針、今後の支援及び指導の内容について丁寧に説明し、連携して対応する。
- ⑥必要に応じて、サイト管理者やサービス提供者への相談、投稿の削除依頼、教育委員会、警察その他の関係機関との連携を行う。
- ⑦加害児童に対しては、行為の重大性や相手に及ぼす影響を理解させるとともに、再発防止に向けた指導及び支援を行う。
- ⑧対応後も継続的に見守りを行い、再発防止に取り組む。

(5) 家庭との連携

- ①インターネット上のいじめの特性や危険性について、保護者への周知及び啓発を行う。
- ②家庭において、端末利用の時間、利用場所、やり取りの内容、アプリの使用状況等について確認し、適切な見守りが行われるよう働きかける。
- ③事案発生時には、学校と家庭が十分に情報共有し、児童の安心の回復と再発防止に向けて連携して対応する。

8 重大事態への対応

(1) 基本的な考え方

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又はいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、重大事態として、速やかに対応する。

重大事態への対応に当たっては、被害児童を徹底して守り通すことを基本とし、いじめ防止対策委員会を中核として、教育委員会と緊密に連携しながら、事実関係を明確にするための調査を適切に行い、同種の事態の再発防止に取り組む。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版 文部科学省）」及び「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」に基づいて、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める。

(2) 重大事態の意味

○重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- ①いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、

一定期間連続して欠席しているような場合には、状況に応じて、迅速に調査に着手する。

(3) 学校としての対応

- ①重大事態が発生したと判断した場合又はその疑いがある場合には、速やかに教育委員会へ報告する。
- ②学校は、教育委員会の判断のもと、教育委員会が判断した調査主体、調査組織、調査方法等について確認し、組織的に対応する。
- ③被害児童及び保護者の意向を十分に踏まえながら、必要な情報を適切に提供し、丁寧に対応する。
- ④被害児童の安全及び安心の確保を最優先とし、必要に応じて、学習支援、心のケア、見守りの強化等を行う。
- ⑤加害児童及び関係児童に対しては、事実関係に基づき、教育的配慮のもと、適切な指導及び支援を行う。
- ⑥事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療、福祉、警察その他の関係機関と連携する。
- ⑦重大事態が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合又は児童の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察と連携して対応する。

(4) 調査

- ①重大事態調査の目的は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生を防止を図ることとする。
- ②調査に当たっては、いつ、どこで、誰が、どのような態様で関わったのか、背景や経緯、学校のこれまでの対応等について、可能な限り網羅的に確認する。
- ③調査の進捗状況等及び調査結果は、学校からいじめられた児童及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- ④調査により明らかになった事実を踏まえ、被害児童への支援、加害児童への指導、学校としての再発防止策の見直しを行う。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ①調査結果については、「札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン」に基づき判断し、被害児童及び保護者に対し、適切に情報を提供する。
- ②学校が調査主体となった場合には、調査結果を教育委員会に報告する。
- ③被害児童又は保護者が、調査結果に対する所見をまとめた文書を提出した場合には、調査結果の報告に添えるものとする。

(6) 再発防止

- ①調査結果を踏まえ、学校全体で課題を整理し、指導体制、教育相談体制、情報共有体制等の見直しを行う。
- ②児童理解、学級経営、情報共有、アンケート、教育相談等の在り方を検証し、改善を図る。
- ③再発防止策については、全教職員で共通理解を図り、継続的に取組状況を確認する。